

○南房総市立公園の設置及び管理に関する条例

平成18年3月20日

条例第193号

(設置)

第1条 市は、公共の福祉の増進に資するため、南房総市立公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野島崎公園	南房総市白浜町白浜623番地1地内
野島崎東駐車場公園	南房総市白浜町白浜623番地1地内及び2784番地12地内
溝の根海浜公園	南房総市白浜町滝口6761番地14他
長尾川親水公園	南房総市白浜町滝口5777番地他及び6249番地1地内
磯笛公園	南房総市白浜町白浜2831番地1地内
南千倉海浜公園	南房総市千倉町南朝夷1193番地89及び1193番地95
小野次郎右衛門忠明生誕の地公園	南房総市御子神9番地
花の広場公園「花夢花夢」	南房総市和田町柴254番地1
お花畑「花園」	南房総市和田町花園159番地
なみはらくじらパーク	南房総市和田町下三原360番地1及び和田町松田858番地1

2 前項の公園の区域は、市長が指定する。

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を掲示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 公園をその用途外に利用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上必要と認める事項
(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 競技会、展示会、集会その他これに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通常の利用方法以外の方法で利用すること。
(利用禁止又は制限)

第5条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(違反の補償)

第6条 市長は、第3条の規定に違反した者に対して、原状回復を命じ、又は生じた損害に対し補償を命ずることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の白浜町立公園の設置及び管理に関する条例（昭和59年白浜町条例第7号）、丸山町立公園の設置及び管理に関する条例（平成元年丸山町条例第4号）又は和田町花の広場公園の設置及び管理に関する条例（平成12年和田町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。